

3 1 川 監 公 第 4 号

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

## 定期（工事）監査の結果

### 1 監査の種別

定期（工事）監査

### 2 監査の対象

環境局、建設緑政局、港湾局

### 3 監査の範囲

平成28年度及び29年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

### 4 監査の期間

平成30年10月1日から31年2月27日まで

### 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託262件のうち、工事41件、業務委託9件、合計50件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、局別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

### 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

このうちの多くは、積算及び施工監理に関係する職員が関係基準等の内容を十分に理解していなかったことによるものであった。

積算及び施工監理を行うに当たり、関係する職員が事前に関係基準等を十分に理解し、適切な運用が図られるよう努められたい。

(1) 設計変更の積算において内容の精査を十分に行うべきもの

本工事は、武蔵溝ノ口駅の南口に新たに駅前広場を整備する工事である。

工事区域は既にバスの乗降場等に使用されており、また交通結節点であるため多くの人や車が工事区域内を通行しており、工事に当たり施工範囲の分割や夜間施工など複雑な条件で施工することとなったことから、当初設計に対し多くの工種や数量に変更が生じたため、設計変更を行っていた。

設計変更の積算内容についてみたところ、工事で発生する土砂については、掘削量、運搬量の計上数量がいずれも処分量に対して少なかった。また、掘削した土砂を工事区域内に一時仮置きするための運搬費では、積算時の入力を誤っていたため適正な単価となっていなかったものがあった。さらに、舗装工事の変更では舗装構成のうち下層路盤を重複して計上していた。

これらは、いずれも設計変更の内容が複雑であったため、設計及び審査時に誤りを把握できなかったものであった。

設計変更の積算において、多くの工種や数量に変更が生じる場合には、より一層の注意を払い内容の精査を行われたい。

(工事番号15) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(2) バリアフリー関係基準等を十分に理解し工事を監督すべきもの

本工事は、等々力緑地正面広場とその周辺道路を再整備する工事である。

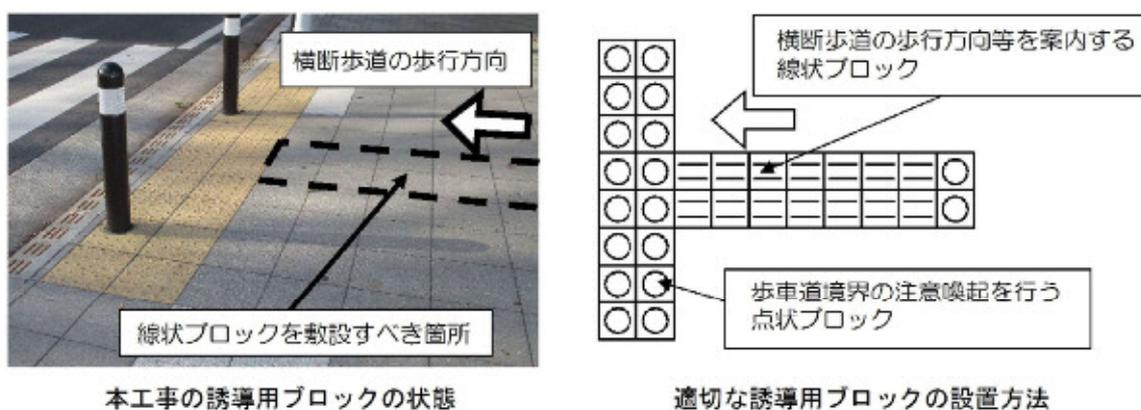
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準によると、歩道等において視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導用ブロック」という。)を敷設するものとされており、本工事では横断歩道部に誘導用ブロックを敷設している。

道路における誘導用ブロックの形状や設置方法を定めた「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」（以下「指針」という。）によると、横断歩道部では歩車道の境界を注意喚起する点状ブロックと横断歩道の歩行方向や中心部を案内する線状ブロックを敷設することとしているが、本工事では点状ブロックのみで線状ブロックを敷設していない箇所があった。

監督員は、請負者から事前に提出された誘導用ブロックの敷設図が指針とは異なる設置方法となっていたが、指針の理解が不十分であったことから適切に敷設するよう指導を行っていなかった。

視覚障害者の安全な移動に支障をきたすことのないよう、指針を十分に理解し適切に工事を行われたい。

また、指針の設置方法とは異なる現在の状態については、速やかに改善されたい。



本工事の誘導用ブロックの状態

適切な誘導用ブロックの設置方法

(工事番号 17) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

### (3) 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

本工事は、都市計画道路柿生町田線の未整備区間の一部を整備するとともに、上麻生第155号線に接続していた上麻生第110号線を柿生町田線に付け替える工事である。

道路整備に当たっては、工事区域内の既存樹木を撤去することとしており、この撤去した既存樹木（以下「撤去樹木」という。）の処理について

みたところ、特記仕様書では「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定事業者への搬入などが定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおり実施されていなかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されていることを確認されたい。

（工事番号 25）（建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所）

#### （4）その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

##### ア 設計変更における間接工事費の積算を適切に行うべきもの

発生材の追加に伴う設計変更に当たり、対象とならない処分費を含めて間接工事費を算定していた事例

（工事番号 1）（環境局施設部施設整備課）

##### イ 工事期間中における視覚障害者への安全確保に配慮すべきもの

バリアフリー法に基づき市が定めた重点整備地区内にある公衆トイレの改修工事において、工事期間中の視覚障害者の安全確保への配慮が十分でなかった事例

（工事番号 7）（環境局施設部施設整備課）

ウ 積算基準を十分に理解し交通誘導警備員の積算を行うべきもの

交通誘導警備員の積算に当たり、積算基準の理解が不十分であったため、人数を誤って計上していた事例

(注) ここでいう交通誘導警備員とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に係る検定に合格した警備員をいう。

(工事番号 26) (建設緑政局道路河川整備部道路施設課)

エ 積算基準を十分に理解し測量の区分を選択すべきもの

測量の積算に当たり、積算基準の理解が不十分であったため、一部の測量において選択する区分を誤っていた事例

(注) ここでいう区分とは、現場の状況を地形と地域の条件から分類したものをいう。

(工事番号 44) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

別表1 局別の監査実施状況

(単位 千円)

対象局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額	件数	契約金額
環境局	工事	41	4,284,261	9	2,773,753
	業務委託	2	5,454	1	4,590
建設緑政局	工事	105	7,654,517	20	4,702,406
	業務委託	42	520,757	7	171,504
港湾局	工事	60	3,369,989	12	1,375,996
	業務委託	12	195,854	1	10,358
合計		262	16,030,832	50	9,038,607